

(都市計画区域外) 農用地区域除外・住宅系用

**＜農用地利用計画変更申出書＞
提出時の必要書類及び添付順序**

【提出部数：2部（正本・副本各1部）】

順序	必要書類	正本	副本	備考
1	農用地利用計画 変更申出書	原	写	申出者及び手続者の連絡先を明記すること
2	当該土地の選定理由 (別紙2)	1	1	選定した理由を具体的に明記し、他の土地では立地できない理由を明らかにすること
3	担い手への影響(別紙3)	1	1	担い手が利用権設定されている場合
4	位置図	1	1	地形図により、申出地を中心に表示すること 場外排水経路を明記のこと(1/2,500程度)
5	公図	1	1	隣地地目及び所有者を記入すること 土地整理図でも可
6	求積図	1	1	分筆する場合に必要 分筆後の登記面積とは1㎡の位まで一致すること
7	建物等配置計画図	1	1	排水経路(汚水・雨水)、合併浄化槽(人槽)、方位を 明記のこと 分筆の場合、農地との境に工作物を明記のこと
8	土地改良区意見書	原	—	関係土地改良区の意見書を下記の期日までに添付す ること(休日の場合は翌日) 5月申出：6月1日まで、8月申出：9月1日まで 11月申出：12月1日まで、2月申出：3月1日まで
9	委任状	原	—	行政書士などに申出を委任する場合
10	調査書(農用地利用計 画変更申出に関する関 係法令の調整状況)	原	—	農政企画課を含む担当課において協議し、結果を記入 のうえ提出すること

●以下の①②いずれかを満たす場合は11、12の書類も必要になります。

- ① 居住促進地区外
- ② 居住促進地区内だが、別紙2のチェック項目がすべてチェックできない場合

11	土地候補地一覧表	1	—	一覧表に番号、所在地を記入すること
12	土地候補地一覧図	1	—	地形図により全部を表示し、土地候補地一覧表の番号 を表示すること 土地の選定範囲を示すこと

※必要に応じてその他資料を求める場合があります。

〈問合せ先〉

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 産業部 農政企画課 農政担当

電話：0565-34-6640

FAX：0565-33-8149

メール：nousin@city.toyota.aichi.jp